平成２４年（フ）第５３９３号
東京都港区浜松町１丁目19番12号　藤ビル１階
破産者　有限会社ユニバーサル・ゴルフ
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３９４号
東京都江戸川区清新町１丁目１－３－1309
破産者　庭山　元宏
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３９５号
東京都江戸川区清新町１丁目１－３－1309
破産者　庭山くに子
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４０７号
東京都渋谷区恵比寿４丁目11番９号
破産者　株式会社マシュー
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４０８号
東京都品川区小山５丁目21－５
破産者　齋藤　　徹
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４２９号
東京都目黒区青葉台４丁目７番24－403号
破産者　株式会社小林デザイン事務所
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４３０号
神奈川県平塚市岡崎3095－３
破産者　小林由紀雄
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４８２号
東京都渋谷区初台１丁目51番１号
破産者　株式会社サルワークス
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５００号
東京都港区赤坂７丁目２番６号　赤坂ナショナルコート213
破産者　ＴＡＫＥ　ＯＮＥ株式会社
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５０１号
東京都渋谷区恵比寿２丁目28－11－201
破産者　佐々木秀人
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５３８号
東京都新宿区四谷４丁目３番29号
破産者　有限会社サンプロセス
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５３９号
東京都練馬区東大泉３丁目４－３－403
破産者　山田　雄一
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６９３号
神奈川県座間市相模が丘２丁目30番13号
破産者　有限会社アイテック
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０８５号
東京都杉並区下井草５丁目10－28－202
破産者　天野　賢司
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６１４３号
埼玉県戸田市川岸２丁目５－32－102
破産者　白木　知一
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１５０号
栃木県足利市常見町１丁目22番地１
破産者　早川　正己
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第８４号
埼玉県上尾市大字領家105番地１　メゾンラフィネⅠ203、開始決定時の住所埼玉県上尾市愛宕１丁目７番12号
破産者　飯田　　實
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５４８号
埼玉県志木市中宗岡３丁目７番36－405号
破産者　髙橋　直樹
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１号
茨城県水戸市飯島町630番地の２
破産者　鶴田　正勝
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２１９号
佐賀県嬉野市塩田町大字大草野甲1640番地
破産者　前川美智子
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第８３０号
福岡県大牟田市宮原町２丁目58番地
破産者　光野　哲也
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第８３１号
熊本県玉名市山田745番地１
破産者　光野　義良
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係